

連続テレビ小説を生かした地域周遊キャンペーン企画・運営業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

連続テレビ小説を生かした地域周遊キャンペーン企画・運営業務

(2) 目的

令和7年春から予定されている連続テレビ小説の放送をきっかけとし、高知市への誘客を促進するとともに、同時期に開催される、ものべがわエリア観光博「ものべすと」と連携した連続テレビ小説を生かした地域周遊キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を展開し、高知市及び物部川エリア（南国市・香南市・香美市）での周遊性を高め滞在時間を延長することで、観光需要の更なる拡大及び観光客の満足度の向上を図る。

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から、令和8年2月3日（火）まで

(5) 予算限度額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「高知市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者。
- (5) 高知市物件等競争入札参加資格を有する者。

3 質疑及び回答

本募集要領（仕様書含む。）に質問がある場合は、質疑書（様式第1号）により提出すること。

(1) 提出方法

FAX又は電子メール ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

- (2) 提出期限
令和6年10月22日(火) 正午(必着)
- (3) 提出先
公益社団法人高知市観光協会
FAX: 088-823-9275 E-mail: info@welcome-kochi.jp
- (4) 回答方法
令和6年10月25日(金) 午後5時までに高知市観光協会ホームページ
(<https://welcome-kochi.jp/>) に掲載する。

4 参加申込

- (1) 提出書類
参加意向申出書(様式第2号) 1部
資格要件確認書(様式第3号) 1部
事業者概要書(様式第4号) 1部
- (2) 提出方法
持参又は郵送
- (3) 提出期限
令和6年11月1日(金) 午後5時(必着)
- (4) 提出先
公益社団法人高知市観光協会
〒780-0862 高知市鷹匠町2-5-7 高知市役所柳原分館1階
- (5) 参加資格審査及び結果通知
参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書(様式第5号)により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

5 提案書作成要領

- (1) 提出書類
提案書は下表に示す要領で作成すること。全てA4サイズ(A3折込可)横書き11ポイント以上、片面印刷とし、正本1部、副本9部を提出すること。

	項目	記載内容	制限枚数
1	業務の実施方針(全体構成)	キャンペーンの目的を踏まえ、どのように業務を実施していくかを全体構成含め具体的に記載すること。	2枚
2	企画提案	①キッズスタンプラリーの企画・運営 ②ARを活用したフォトスポットの設置(※) ③プロモーションの実施 ④「ぼうしパン」のPR の各項目について実施時期、実施方法等を詳細に記載すること	制限なし

3	効果検証	本キャンペーンの効果をどのように測定するのか、検証方法や実施時期等を具体的に記載すること	1枚
4	スケジュール	委託期間全体におけるスケジュールを詳細に記載すること	1枚
5	業務実施体制	業務全体の運営体制及び各業務の配置人数等を記載すること	1枚
6	参考見積書	積算内訳も記載すること	制限なし
7	業務実績	類似事業の業務実績について記載すること ※過去5年間の実績に限る	制限なし

(※) AR フォトスポットの提案のうち、仕様書 2-(2)-アで指定する4か所(高知駅、蓮池町通、はりまや橋周辺及びおまち多目的広場(オーテピア西敷地))については1次審査を通過した参加者に対し後日提供する当該箇所の画像を使用して AR フォトスポットのイメージ画像を作成すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年11月27日(水)午後5時(必着)

(4) 提出先

公益社団法人高知市観光協会

〒780-0862 高知市鷹匠町2-5-7 高知市役所柳原分館1階

(5) 留意事項

ア 提案は、1者1提案とする。

イ 提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

6 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。

② 2次審査は、2次審査選定基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を特定する。なお、プレゼンテーションは25分以内、質疑は20分程度とする。プレゼンテーション会場及び設備等の詳細は後日通知する。

※受託候補者は、最も優れた提案書の提出者とする。また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 計5人

(3) 選定基準

- ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 参加資格要件」のとおりとする。
- イ 2次審査の選定基準は、審査要領別紙「選定基準」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出書の提出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

7 スケジュール（予定）

公告	令和6年10月16日（水）
質疑書の提出期限	令和6年10月22日（火）正午
質疑に対する回答	令和6年10月25日（金）午後5時
参加意向申出書の提出期限	令和6年11月1日（金）午後5時
参加資格確認結果の通知	令和6年11月8日（金）
提案書の提出期限	令和6年11月27日（水）午後5時
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和6年12月4日（水）（予定）
審査結果の通知	令和6年12月中旬
契約の締結	令和7年1月

8 結果の公表

- (1) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称及び総得点、候補者以外の参加者（社名非公表）の総得点を高知市観光協会のホームページで公表する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を高知市観光協会のホームページで公表する。

9 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (2) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された書類は、公益社団法人高知市観光協会 情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（規程第9条第3項該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に規程第9条第3項に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、情報非公開希望申出書（様式第6号）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

10 問合せ先

〒780-0862 高知市鷹匠町 2-5-7 高知市役所柳原分館 1 階
公益社団法人高知市観光協会 担当：竹崎
電話：088-823-4016 F A X：088-823-9275
E-mail：info@welcome-kochi.jp

11 その他

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格を満たさないこととなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 審査委員、職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の当協会との契約等について不利になることはない。
- (4) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。